

別表第1(第4条関係)

岡崎市光化学スモッグ緊急時担当部署及び協力要請事項

担当部署	要請事項	看板	放送	FAX	平日	休日
総合政策部 秘書課	・ 庁内放送(休日を除く。)		○	○	○	
総合政策部 広報課	・ 報道機関への連絡			○	○	○
総務部 財産管理課	・ 表示板の掲示及び撤去(休日を除く。) 【東庁舎、西庁舎】	○		○	○	
市民生活部 防災課	・ 防災緊急メール「防災くん」への発信(注意報以上)、ミクスネットワークのL字テロップシステム挿入、防災ラジオへの挿入(警報以上)			○	○	○
市民生活部(支所)	・ 支所に表示板の掲示及び撤去(休日を除く。) 【岡崎支所を除く6支所】	○		○	○	
社会文化部 文化振興課	・ 表示板の掲示、撤去及び館内放送(年末年始を除く。) 【シビックセンター】	○	○	○	○	○
社会文化部 岡崎市体育館	・ 表示板の掲示、撤去及び館内放送(閉館日を除く。) 【岡崎市体育館】	○	○	○	○	○
社会文化部 市民協働推進課	・ 表示板の掲示、撤去及び館内放送(閉館日を除く。) 【図書館交流プラザ(りぶら)】	○	○	○	○	○
	・ 表示板の掲示及び撤去(年末年始を除いた休日に限る。) 【支所併設市民センターに限る。】 【北部・西部地域交流センター(なごみん・やはぎかん)】	○		○		○
社会文化部 地域文化広場	・ 表示板の掲示、撤去及び館内放送(閉館日を除く。)	○	○	○	○	○
保健部 生活衛生課	・ 表示板の掲示及び撤去 ・ 被害届出の受理及び調査	○		○	○	○
保健部 動物総合センター	・ 表示板の掲示、撤去及び園内放送(年末年始を除いた休日に限る。) 【東公園】	○	○	○		○
こども部 こども育成課	・ 児童育成センター、学区こどもの家への周知 (都市計画区域外の育成センター、学区こどもの家を除く。)			○	○	○
こども部 保育課	・ 保育園(公:32、私:18)、幼稚園への周知(公:3、私:22)、 (都市計画区域外の保育園を除く。)			○	○	○
	・ 総合子育て支援センターへの周知			○	○	○
環境部 環境保全課	・ 国立学校(3校)			○	○	○
	・ 私立学校(9校)			○	○	○
	・ 総合学習センター、少年自然の家への周知			○	○	○
環境部 総合検査センター	・ 大気中におけるオキシダント濃度の測定、監視			○	○	
都市整備部 公園緑地課	・ 表示板の掲示、撤去及び園内放送(休日及び閉園日を除く。) 【岡崎公園、東公園、南公園、中央総合公園、奥殿陣屋】	○	○	○	○	
岡崎パブリックサービス	・ 表示板の掲示、撤去及び園内放送(年末年始を除いた休日に限る。) 【岡崎公園、南公園、中央総合公園、奥殿陣屋】	○	○	○		○
岡崎市民病院 総務課	・ 表示板の掲示及び撤去	○		○	○	○
消防本部 総務課	・ 消防部局内の調整 ・ 各消防署本署、分署及び出張所への連絡(計9施設)			○	○	
消防本部 共同通信課	・ 休日に発令、解除の情報を受信した場合、事務局への連絡 ・ 休日の各消防署本署、分署及び出張所への連絡			○		○
各消防署 本・分署、出張所	・ 表示板の掲示及び撤去(形埜出張所を除く。)	○			○	○
教育委員会 学校指導課	・ 小中学校への周知(休日を除く・都市計画区域外の小中学校を除く。) 【岡崎市立小中学校】			○	○	○

備考:この表において「休日」とは、岡崎市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条に規定する市の休日をいう。